

令和8年5月28日  
危機管理部

## 令和8年度の風水害対策について

### 1 主旨

区では、昨年7月と9月の2度にわたり「記録的短時間大雨情報」が発表され、区内でも内水氾濫などの被害が発生した。

また、本年5月29日からは、新たな防災気象情報の運用も開始されることを踏まえ、今年度の出水期を迎えるにあたり、避難情報判断基準の改定および更なる風水害対策強化の取り組みを報告する。

### 2 世田谷区避難情報判断基準の改定について【別紙1参照】

#### (1) 概要

新たな防災気象情報の運用開始に伴い、防災気象情報の名称等の修正を行う。

<新しい防災気象情報>

5段階の警戒レベルにあわせて対象災害ごとの情報として整理され、レベルの数字を付けて発表される。

| 警戒<br>レベル | 河川氾濫<br>多摩川や野川・仙川の<br>河川氾濫 | 大雨<br>低地の浸水や<br>丸子川、谷沢川、呑川の氾濫 | 土砂災害<br>急傾斜地のがけ崩れや<br>土石流 |
|-----------|----------------------------|-------------------------------|---------------------------|
| 5         | レベル5<br>氾濫特別警報             | レベル5<br>大雨特別警報                | レベル5<br>土砂災害特別警報          |
| 4         | レベル4<br>氾濫危険警報             | レベル4<br>大雨危険警報                | レベル4<br>土砂災害危険警報          |
| 3         | レベル3<br>氾濫警報               | レベル3<br>大雨警報                  | レベル3<br>土砂災害警報            |
| 2         | レベル2<br>氾濫注意報              | レベル2<br>大雨注意報                 | レベル2<br>土砂災害注意報           |
| 1         | 早期注意情報                     |                               |                           |

#### (2) 運用開始

令和8年5月29日（新たな防災気象情報の運用開始に合わせて運用開始）

#### (3) その他

改定内容については、運用開始に合わせてホームページで公表する。

### 3 世田谷区防災ポータルでの河川の水位に関する情報の自動発信について

#### (1) 概要

昨年度の風水害対応を踏まえ、東京都が河川の水位に関する情報を発信した際、区においても迅速に周知できるよう世田谷区防災ポータルと連動した自動発信のシステム改修を行う。

## (2) 改修内容

- ・丸子川・谷沢川・呑川の氾濫危険情報及び氾濫発生情報が発表された場合、防災ポータル上の緊急情報欄に連動して自動発信を行う。また、それに併せて防災ポータル上で避難情報も発令する。
- ・多摩川、野川・仙川の洪水予報が発表された場合、防災ポータルの緊急情報欄に連動して自動発信を行う。

## (3) 運用開始（予定）

令和8年6月中に自動発信

## (4) その他

災害・防犯情報メールやXとの連動についても順次対応する。

## 4 水防法に基づく雨水出水（内水氾濫）浸水想定区域の指定に伴う対応

## (1) 概要

東京都は水防法に基づき雨水出水（内水氾濫）浸水想定区域の指定を行った。これに伴い、区ではハザードマップの作成を行うとともに要配慮者利用施設（高齢者利用施設、障害者利用施設、乳幼児利用施設、学校、病院など）へ避難確保計画の作成等の呼びかけを行う。

なお、今回公表された浸水想定区域図は、既存の浸水予想区域図（中小河川氾濫と内水氾濫の浸水想定区域を合わせて示した図）で示されている内水氾濫の浸水区域や浸水深と変わるものではない。

## (2) 雨水出水（内水氾濫）ハザードマップの作成

現在区で作成している内水氾濫・中小河川洪水版ハザードマップは、東京都が公表した洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図をもとに、内水氾濫や中小河川の洪水が発生した場合を想定した浸水区域や浸水の深さを合わせて示している。

今回の水防法に基づく雨水出水（内水氾濫）浸水想定区域が指定されたことにより、本指定に基づくハザードマップを作成する必要があることから、雨水出水（内水氾濫）と中小河川洪水を分割したハザードマップを区ホームページで公開する。

|                    | ハザードマップ<br>(啓発物)掲載 | HP公開 |
|--------------------|--------------------|------|
| ①多摩川洪水版            | ○                  | ○    |
| ②(新)雨水出水(内水氾濫)版    | ×                  | ○    |
| ③(新)中小河川洪水版        | ×                  | ○    |
| ④内水氾濫・中小河川洪水版(②+③) | ○                  | ○    |

### (3) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設への対応

今回の指定に伴い、区では水防法に基づき雨水出水浸水想定区域内に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる要配慮者利用施設がある場合、これらの施設名称及び所在地を地域防災計画へ記載する必要がある。地域防災計画へ記載された要配慮者施設においては、避難確保計画を作成し、避難訓練を実施することが必要となるため、区より各施設へ避難確保計画の作成等を求める。

また、各施設が計画作成等できるよう区ホームページで公表している避難確保計画や避難訓練実施報告書の様式等や、災害・防犯情報メール配信サービスへの登録などの情報提供を行う。

### (4) スケジュール

|           |  |
|-----------|--|
| 令和8年3月25日 | 東京都による雨水出水浸水想定区域の指定                            |
| 4月～       | 区域内の要配慮者利用施設を抽出、計画作成等ご案内                       |
| 7月中旬      | 洪水・内水氾濫ハザードマップ（啓発物）（4（2）の①と④）<br>配布開始、ホームページ公開 |
| 8月下旬      | 雨水出水版、中小河川洪水版ハザードマップ（4（2）の②と③）<br>ホームページ公開     |

## 世田谷区避難情報判断基準

令和8年5月改定

## 1 河川氾濫による避難情報判断基準

## (1) 多摩川の洪水に伴う避難情報判断基準

| 区分             | 判断基準  |
|----------------|---|
| 高齢者等避難【警戒レベル3】 | <p>① 世田谷区が注視する水位観測所（石原、田園調布（上））の水位により、多摩川に対しレベル3 氾濫警報が発表された場合</p> <p>② ①の判断基準到達などの前においても、<br/>災害対策本部が設置され、台風接近・通過前日までに水害時避難所（第1次）を開設する場合で、かつ、<br/>ア 今後レベル3 大雨警報や多摩川に対しレベル3 氾濫警報の発表が予想される場合<br/>イ 水位予測において引き続き水位が上昇する予測が発表される場合<br/>※発令にあたっては、公共交通機関の運行状況や暴風雨、夜間等の時間帯を考慮する。</p>  |
| 避難指示【警戒レベル4】   | <p>① 世田谷区が注視する水位観測所（石原、田園調布（上））の水位により、多摩川に対しレベル4 氾濫危険警報が発表された場合</p> <p>参考：レベル4 氾濫危険警報の発表基準<br/>基準地点のいずれかの水位が、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位に到達したとき</p> <p>② ①の判断基準到達などの前においても、<br/>世田谷区にレベル3 大雨警報・多摩川に対しレベル3 氾濫警報が発表されている状態で、多摩川流域に大雨が降り続く等、多摩川の水位上昇が見込まれ、多摩川洪水浸水想定区域内で内水氾濫による浸水のおそれがある場合</p> <p>③多摩川の樋門・樋管の閉鎖前、閉鎖後にかかわらず多摩川の水位上昇に伴い、多摩川洪水浸水想定区域内で内水氾濫による浸水が発生した場合</p> <p>④台風等が接近・通過することが予想され、暴風警報が発表された場合（暴風警報の発表後3時間後には暴風となるおそれがある）</p> <p>⑤区が避難指示【警戒レベル4】を夜間に発令するような状況が想定される場合（夕刻時点で発令）</p> |

| 区分                 | 判断基準   |
|--------------------|--|
| 緊急安全確保【警戒レベル5】（注2） | <p>【災害発生直前または既に発生しているおそれ】</p> <p>① 田園調布（上）水位観測所において、氾濫開始相当水位（注1）に達した場合<br/>②多摩川の堤防において異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により堤防決壊のおそれが高いと国土交通省から通報があった場合（区が確認した場合も発令する。）<br/>③多摩川に流入する樋管・樋門において、機能支障等により操作できない場合</p> <p>【災害発生を確認】<br/>堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（レベル5 氾濫特別警報等により把握できた場合）</p> |

注1 氾濫開始相当水位は、区の区域で最も越水・溢水の可能性が高いと考えられる箇所において氾濫が開始する水位。

注2 緊急安全確保【警戒レベル5】は、区が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、必ず発令する情報ではない。

※ 避難情報対象地域：多摩川洪水浸水想定区域全域

## &lt;避難情報の解除の判断基準&gt;

| 区分 | 判断基準  |
|----|---|
| 解除 | <p>避難情報の解除については、高齢者等避難【警戒レベル3】の水位観測所の水位が避難判断水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、レベル3 大雨警報の解除や上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、内水氾濫による浸水の発生状況等も考慮して解除するものとする。</p> <p>また、堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合の解除については、浸水域の拡大がみられず、多摩川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として解除する。</p> |

## (2) 野川・仙川の洪水に伴う避難情報判断基準

| 区分                 | 判断基準  |
|--------------------|---|
| 【警戒レベル3】<br>高齢者等避難 | 大沢池上（三鷹市）基準点の水位により、レベル4 氾濫危険警報が発表された場合  |
| 【警戒レベル4】<br>避難指示   | ① 大沢池上（三鷹市）基準点の水位により、レベル4 氾濫危険警報が発表されている状態で、鎌田橋野川、鎌田橋仙川いずれかの基準点において都の設定する基準（氾濫危険水位）を超過した場合<br>② 鎌田橋野川、鎌田橋仙川いずれかの基準点の水位により、レベル4 氾濫危険警報が発表された場合 |
| 【警戒レベル5】<br>緊急安全確保 | 【災害発生直前または既に発生しているおそれ】<br>各基準点における水位が天端付近まで到達し、氾濫のおそれが高まっている場合<br><br>【災害発生を確認】<br>堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（レベル5 氾濫特別警報等により把握できた場合）                 |

- ※ 野川・仙川は水位の上昇が早く、突然の集中豪雨の場合などは上記のような段階を経ての避難情報発令が間に合わないことが考えられる。
- ※ 高齢者等避難【警戒レベル3】以上の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合は、判断基準に達していない段階でも時刻時点での発令を検討する。
- ※ 避難情報対象地域：野川・仙川洪水浸水想定区域全域

## &lt;避難情報の解除の判断基準&gt;

| 区分 | 判断基準  |
|----|---|
| 解除 | 避難情報の解除については、大沢池上（三鷹市）の基準点の水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、レベル3大雨警報の解除や上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、内水氾濫による浸水の発生状況等も考慮して解除するものとする。<br>また、堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合の解除については、浸水域の拡大がみられず、野川・仙川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として解除する。 |

## (3) 丸子川・谷沢川・呑川の洪水に伴う避難情報判断基準

## ①丸子川

| 区分                 | 判断基準   |
|--------------------|--|
| 【警戒レベル3】<br>高齢者等避難 | 洪水キキクルで丸子川に「警戒」（赤）が出現し、急激な水位上昇のおそれがある場合  |
| 【警戒レベル4】<br>避難指示   | 滝ノ橋基準点の水位により、レベル4 氾濫危険情報が発表された場合   |
| 【警戒レベル5】<br>緊急安全確保 | 【災害発生直前または既に発生しているおそれ】<br>滝ノ橋基準点の水位が天端付近まで到達し、氾濫のおそれが高まっている場合<br><br>【災害発生を確認】<br>越水・溢水が発生した場合（レベル5 氾濫発生情報等により把握できた場合） |

- ※ 丸子川は水位の上昇が早く、突然の集中豪雨の場合などは上記のような段階を経ての避難情報発令が間に合わないことが考えられる。
- ※ 高齢者等避難【警戒レベル3】以上の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合は、判断基準に達していない段階でも時刻時点での発令を検討する。
- ※ 避難情報発令対象地域：丸子川洪水浸水想定区域全域

## &lt;避難情報の解除の判断基準&gt;

| 区分 | 判断基準   |
|----|--|
| 解除 | 避難情報の解除については、高齢者等避難【警戒レベル3】の状態が解消され、かつ、基準点の水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、レベル3大雨警報の解除など降雨のおそれがない場合を基本として解除するものとする。<br>また、越水・溢水が発生した場合の解除については、浸水域の拡大がみられず、丸子川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として解除する。 |

## ②谷沢川

| 区分                 | 判断基準  |
|--------------------|---|
| 【警戒レベル3】<br>高齢者等避難 | 洪水キキクルで谷沢川に「警戒」(赤)が出現し、急激な水位上昇のおそれがある場合   |
| 【警戒レベル4】<br>避難指示   | 丸山橋または矢川橋のいずれかの基準点の水位により、レベル4 氾濫危険情報が発表された場合  |
| 【警戒レベル5】<br>緊急安全確保 | <p>【災害発生直前または既に発生しているおそれ】<br/>各基準点の水位が天端付近まで到達し、氾濫のおそれが高まっている場合</p> <p>【災害発生を確認】<br/>越水・溢水が発生した場合（レベル5 氾濫発生情報等により把握できた場合）</p> |

- ※ 谷沢川は水位の上昇が早く、突然の集中豪雨の場合などは上記のような段階を経ての避難情報発令が間に合わないことが考えられる。
- ※ 高齢者等避難【警戒レベル3】以上の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合は、判断基準に達していない段階でも時刻時点での発令を検討する。
- ※ 避難情報発令対象地域：谷沢川洪水浸水想定区域全域

## &lt;避難情報の解除の判断基準&gt;

| 区分 | 判断基準  |
|----|---|
| 解除 | <p>避難情報の解除については、高齢者等避難【警戒レベル3】の状態が解消され、かつ、基準点の水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、レベル3大雨警報の解除など降雨のおそれがない場合を基本として解除するものとする。</p> <p>また、越水・溢水が発生した場合の解除については、浸水域の拡大がみられず、谷沢川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として解除する。</p> |

## ③呑川

| 区分                 | 判断基準   |
|--------------------|--|
| 【警戒レベル3】<br>高齢者等避難 | 洪水キキクルで呑川に「警戒」(赤)が出現し、急激な水位上昇のおそれがある場合   |
| 【警戒レベル4】<br>避難指示   | 池上基準点の水位により、レベル4 氾濫危険情報が発表された場合  |
| 【警戒レベル5】<br>緊急安全確保 | <p>【災害発生直前または既に発生しているおそれ】<br/>工大橋の水位が天端付近まで到達し、氾濫のおそれが高まっている場合</p> <p>【災害発生を確認】<br/>越水・溢水が発生した場合（レベル5 氾濫発生情報等により把握できた場合）</p> |

- ※ 呑川水位周知河川指定区間は世田谷区内にはかからないが、呑川洪水浸水想定区域が世田谷区内にかかるため、避難情報発令基準を定める。
- ※ 呑川は水位の上昇が早く、突然の集中豪雨の場合などは上記のような段階を経ての避難情報発令が間に合わないことが考えられる。
- ※ 高齢者等避難【警戒レベル3】以上の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合は、判断基準に達していない段階でも時刻時点での発令を検討する。
- ※ 避難情報発令対象地域：呑川洪水浸水想定区域全域

## &lt;避難情報の解除の判断基準&gt;

| 区分 | 判断基準   |
|----|--|
| 解除 | <p>避難情報の解除については、高齢者等避難【警戒レベル3】の状態が解消され、かつ、基準点の水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、レベル3大雨警報の解除など降雨のおそれがない場合を基本として解除するものとする。</p> <p>また、越水・溢水が発生した場合の解除については、浸水域の拡大がみられず、呑川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として解除する。</p> |

## 2 土砂災害による避難情報判断基準

| 区分                 | 判断基準  |
|--------------------|---|
| 【警戒レベル3】<br>高齢者等避難 | ①レベル3土砂災害警報が発表され、かつ、土砂キキクルが「警戒（赤）」となった場合<br>②前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）   |
| 【警戒レベル4】<br>避難指示   | ①レベル4土砂災害危険警報が発表された場合<br>②土砂キキクルで「危険（紫）」となった場合<br>③土砂災害の前兆現象が確認された場合（例 斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生、斜面の亀裂等）<br>④台風等が接近・通過することが予想され、暴風警報が発表された場合（暴風警報の発表後3時間後には暴風となるおそれがある）<br>⑤区が避難指示を夜間に発令するような状況が想定される場合（夕刻時点で発令） |
| 【警戒レベル5】<br>緊急安全確保 | 【災害発生直前または既に発生しているおそれ】<br>レベル5土砂災害特別警報が発表された場合<br><br>【災害発生を確認】<br>土砂災害の発生が確認された場合  |

※ 上記に関わらず、避難情報は今後の気象状況等を踏まえ総合的に判断して発令する。

※ 避難情報発令対象地域：土砂災害（特別）警戒区域

（発令対象区域は、土砂キキクルの危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害（特別）警戒区域及び近接する土砂災害（特別）警戒区域）に絞り込む）

## &lt;避難情報の解除の判断基準&gt;

| 区分 | 判断基準   |
|----|--|
| 解除 | 避難情報の解除については、高齢者等避難【警戒レベル3】の状態が解消された段階を基本とするが、土砂災害は雨が止んだ後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことや現地の状況等を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断する。<br>また、土砂災害が発生した場合の解除については、都や専門家の意見等をもとにして総合的に解除の判断を行う。 |